河内国渋川郡の江戸廻米関係資料紹介

池田治司

はじめに

時の河内国の江戸廻米の状況をまとめた。
時の河内国の江戸廻米の状況をまとめた。
時の河内国の江戸廻米の状況をまとめた。
時の河内国の江戸廻米の状況をまとめた。
時の河内国の江戸廻米の状況をまとめた。

内国渋川郡太子堂村角田家文書の目録が発行され、同文書の中にまと料を捜していたところ、近年、八尾市立歴史民俗資料館が所蔵する河ており、有効な資料ではあった。以後この内容を補うような同類の資この時調査した資料は、一時期の河内国の全体的な廻米状況を示し

期は遡るが、前回紹介した河内国の江戸廻米の内容を補ってみたい。特に、文化十年(一八一三)の渋川郡の江戸廻米について調査し、時まった数の江戸廻米史料が含まれることを知った。その中でも今回は

太子堂村角田家の位置づけ

対している。
の人組になっている。
の本多出雲守様御検地の村高は、四九六れば、延宝六年(一六七八)の本多出雲守様御検地の村高は、四九六れば、延宝六年(一六七八)の本多出雲守様御検地の村高は、四九六れば、延宝六年(一六七八)の本多出雲守様御検地の村高は、四九六月田家文書に残る明和八年(一七七一)の〔太子堂村明細帳〕によりる。

地名辞典の記述を総合すると、元々幕府領であったが、寛文九年

(一六六九)から一部が旗本領となり、幕府領は延宝九年(一六八

前記の村高は幕府領のみの数字である。年(一七九四)高槻藩預地、天保四年から山城淀藩稲葉氏領となる。年(一七五六)大坂城代役知、同一二年(一七六二)幕府領、寛政六年(一七九四)高槻藩預地、天保四年から山城淀藩稲葉氏領となる。年(一七九四) 大坂城代役知、享保二年(一七一七)幕府領、宝暦六年(一六八二)上知、元禄四一)から京都所司代戸田忠昌領、天和二年(一六八二)上知、元禄四

衛門 廻米時には永井飛騨守の御預所であった。 槻藩譜代大名永井日向守の御預所となり、今回ご紹介する文化十年の それが安永四年(一七七五)には角倉与一(京都)となり、寛政三年 七七〇)の「寅年免定」に代官小堀数馬(京都)の名前が出てくる。 年御成箇割付之事」には京都代官の角倉与一の名前が出てくる。しか 年にはまた大坂城代の役人連名となり、宝暦九年(一七五九)の「卯 次郎九郎(京都)、渡辺民部(大坂)、萩原藤七郎(大坂)、石原清左 る。享保七年以降、小堀仁右衛門(京都)、小堀左源太(京都)、青木 名前が見られ、それ以前の年貢免状は役人の連名で差し出されてい 目で免状や皆済目録などから支配の状況を見ると、享保七年(一七七 一)の「寅御年貢可納割付之事」に初めて大坂代官所の石川伝兵衛の (一七九一) に大坂代官鈴木新吉の支配に移る。そして寛政六年に高 しかし、『河内国渋川郡太子堂村角田家文書目録』の「年貢」の項 翌年の年貢免状からはまた役人の連名となり、次は明和七年 (大津)などの代官名が続くが、地名辞典にあるとおり、宝暦六

前記の明細帳によると、太子堂村の年貢米は平野川筋の川岸に津出

たのだろう。
たのだろう。
たのだろう。
にのだろう。

角田家に江戸廻米や詰米の資料が多く残ったことは、同家が郡中の角田家に江戸廻米や詰米の資料が多く残ったことは、同家が郡中の兵には「納庄屋」や「納名主」の職名で(角田)藤兵衛の名前が記されているし、また、文政三年(一八二〇)の「江戸廻米納方覚帳」の表紙には、「太子堂村浜庄屋藤兵衛」の名が窺える。「浜庄屋」とは「浜証屋」、「湊詰庄屋」とも呼ばれ、川口津出し及び廻船積立時にその計廻しなどに立ち会った村方役人のことである。今回紹介する文化十年(一八一三)の太子堂村庄屋茂右衛門の役職も、明記はないがこの年(一八一三)の太子堂村庄屋茂右衛門の役職も、明記はないがこの年(一八一三)の太子堂村庄屋茂右衛門の役職も、明記はないがこの

文化十年の渋川郡の江戸廻米

=

たことである。これによって、渋川郡の廻米の全体的な状況が具体的この年の廻米記録を取り上げたのは、同年の覚書が三冊も残ってい

に紹介できるからである。それらは、次の資料である。

②文化十年十二月「江戸御廻米濱着水揚覚帳」(太子堂村庄屋茂右衛 ①文化十年十二月「酉年江戸御廻米覚帳」(太子堂村庄屋茂右衛門)

③文化十年十二月 (渋川郡両組 「二条御蔵詰之内江戸御廻米江振替米濱着水揚帳_

* () 内は作成者。

ある。上下両郡とは次のような内訳になっている。 この三冊の資料には、 渋川郡上下両郡の廻米状況を村別に記録して

[上組]

計一二ヶ村 村、南鞍作村、 **久宝寺古株、久宝寺新株、** 鞍作村、竹渕元組、 植松村、 竹渕新組、 太子堂村、 渋川村、 亀井村、 六反村 鞍作新家

なったのであろう。

〒組

東足代村、荒川村、長堂分、三ノ瀬分、 、衣摺村、 横沼分、 太平寺村、 北蛇草

計九ヶ村

を示す資料としては、 一条詰米の内から江戸廻米へ一定量の納米を振替えている。この経緯 ③の資料表題からわかるように、文化十年(一八一三) この資料には次のように記されている。 角田家文書に同年一二月二三日付の添廻文が残 の廻米は、

別紙御廻文之通二条御米之内ゟ江戸御廻米へ振替ニ相成

申候御米之儀二条御米皆津出仕候村々之儀者備前島蔵ゟ差下シ仕 候様御出役様へ申上置則御承知ニ御座候間左様御承知可被成候

村々は、備前島蔵にある二条詰米分からの差し出しを申し出、 向ける米がない村では、備前島蔵にある二条詰米分からの振替えと れ、二条詰米からの振替えによって対処することになり、 ないので理由は定かではないが、急に江戸廻米の追加割付が申し渡さ 得たというのである。この廻状に記された「別紙御廻文」が見あたら ら江戸廻米への納米振替にあたっては、二条詰米の津出しを終えた 一村として記されている)への廻状である。つまり、二条詰米の内か これは、太子堂村茂右衛門より上組他九ヶ村(久宝寺村と竹渕村は

覧表にまとめてみると、次のようになる。なお、各資料記載の石高を 表示する場合に、 「二条振替」と略記した。 ここで、それぞれの資料の内容を見てみる。三つの資料の内容を一 資料①は 「廻米覚」、資料②は「水揚覚」、資料③は

村 名	一番江戸週本石 一資料名	本米	欠 米	合 計	備	ドロ・ロ) 考
11 11	回米覚 一旦 一旦 一旦 一旦 一旦 一旦 一旦 一旦 一旦 一旦	203.396	4.068	207.464	T/HI	
久宝寺古株	二条振替	77.6724	1.553	79.2254		
	水揚覚	281.0684	5.621	286.6894		
	廻米覚	62.926	1.259	64.185		
久宝寺新株	二条振替	22.308	0.446	22.754		
<u> </u>	水揚覚	85.234	1.705	86.939		
	型米覚 2000年 2	202.882	4.058	206.94		
植松村	二条振替	76.05	1.521	77.571		
	水揚覚	278.932	5.579	284.511		
	- 2000年	66.708	1.334	68.042		
太子堂村	二条振替	24.336	0.487	24.823		
	水揚覚	91.044	1.821	92.865		
	廻米覚	68.666	1.373	70.039		
亀井村	二条振替	25.35	0.507	25.857		
电月11	水揚覚	94.016	1.88	95.896		
	- 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 20	62.396	1.248	63.644		
鞍作新家村	二条振替	21.294	0.427	21.721		
中外1下村1分(1)	水揚覚	83.69	1.674	85.364		
	型米覚 2000年 2	29.005	0.58	29.585		
南鞍作村	二条振替	10.14	0.203	10.343		
1刊 4女 [上午]	水揚覚	39.145	0.203	39.928		
	型米覚 2000年	114.487	2.29	116.777		
鞍作村	二条振替	41.574	0.831	42.405		
牧门门	水揚覚	156.061	3.121	159.182		
	型米覚 一	34.341	0.687	35.028		
竹渕元組	二条振替	12.168	0.007	12.411		
行 (内) 儿邓L	水揚覚	46.509	0.243	47.439		
	型米覚	25.325	0.507	25.832		
竹渕新組	二条振替	9.126	0.307	9.309		
了了(20]材[78 <u>1</u> .	水揚覚	34.451	0.183	35.14		
	型米覚	77.012	1.54	78.552		
渋川村	二条振替	27.378	0.547	27.925		
OSTITI	水揚覚	104.39	2.88	107.27		
	型米覚 一	20.852	0.417	21.269		
六反村	二条振替	7.098	0.417	7.24		
八汉们	水揚覚	27.95	0.142	28.509		
上組御廻米本欠合	型米覚 一	記載無し	同左	同左		
	二条振替	354.494	7.089	361.583		
東足代村	水揚覚 廻米覚	1322.49	26.449	1348.9404		
	二条振替	51.93 18.252	1.039	52.969 18.617		
	水揚覚	70.182	0.365			
荒川村			1.404	71.586		
	廻米覚 一条振赫	56.127	1.123	57.25		
	二条振替	20.28	0.406	20.686		
	水揚覚	76.407	1.528	77.935		
長堂分	廻米覚 二条 振 恭	19.689	0.394	20.083		
	二条振替	6.084	0.122	6.206		
	水揚覚	25.773	0.515	26.288		

村名	資料名	本 米	欠 米	合 計	備考
三ノ瀬分	廻米覚	20.997	0.42	21.417	
	二条振替	7.098	0.142	7.24	
	水揚覚	28.095	0.562	28.657	
	廻米覚	40.282	0.806	41.088	
横沼分	二条振替	14.196	0.284	14.48	
	水揚覚	54.478	1.09	55.568	
	廻米覚	15.352	0.302	15.654	
太平寺村	二条振替	5.07	0.101	5.171	
	水揚	20.422	0.408	20.83	
北蛇草村	廻米覚	10.537	0.211	10.748	
	二条振替	3.042	0.061	3.103	
	水揚覚	13.579	0.272	13.851	
	廻米覚	68.376	1.368	69.744	
衣摺村	二条振替	25.35	0.507	25.857	
20111	水揚覚	93.726	1.875	95.601	
	- 2000年 - 2000	146.941	2.939	149.88	
大蓮村	二条振替	53.742	1.075	54.817	
八连II	水揚覚	200.683	4.014	204.697	
		記載無し	同左	同左	
下組御廻米本欠合	二条振替	153.114	3.062	156.177	
「阻仰廻不平八百	水揚覚	583.345	11.667	595.012	
	- 2000年 - 2000	1398.227	27.965	1426.192	
	水揚覚	1398.227	27.965	1426.192	
渋川郡	同追割賦	507.609	10.151	517.76	二条振替
	合計	1905.836	38.116	1943.952	一 未
	<u>ロ </u>	1188.957	23.779	1212.736	
丹南郡	水揚覚	1188.957	23.779	1212.736	
		963.889	19.278	1212.730	
	廻米覚	2.689	0.054	985.91	
茨田郡		963.889	19.278		
	水揚覚	2.689	0.054	985.91	
	廻米覚	2813.039	56.261	2869.3	
讃良郡	水揚覚	2813.039	56.261	2869.3	
		6364.1111	127.284		
>= III A =1	廻米覚	2.689	0.054	6494.116	
河州合計	水揚覚	6871.7201	137.433	7011.896	
		2.689	0.054		
豊嶋郡		761.648	15.233	778.644	
	週 不見	1.728	0.035	770.044	
	水揚覚	761.648	15.233	778.644	
		1.728	0.035		
嶋下郡	廻米覚	488.6619	9.773	498.4349	
יון עיני 1 און איני	水揚覚	488.6619	9.773	498.4349	
摂州合計	 廻米覚	1250.3099	20.006	1272.0789	
	水揚覚	1.728	0.035	1272.0789	
		1250.3099	20.006		
	74-49956	7614 4210	0.035		
	廻米覚	7614.4219	152.288	7771.2129	
摂河合計	水揚覚	4.414 8122.0309	162.439		
		4.414	0.088	8288.9729	
		4.414	0.000		

基づいて詳記すると次のようになる。 がわかる。この表をもとに、各村の実際の津出し状況を資料の記述に えると、資料②「江戸御廻米濱着水揚覚帳」にある水揚高になること 資料③「二条御蔵詰之内江戸御廻米江振替米濱着水揚帳」の石高を加 この表を見ると、資料①「酉年江戸御廻米覚帳」の各村の石高に、

> 一二月 九日—二〇·五石着 津出しの経過は次のとおり。

一二月一五日―四三・五石着

二二 · 九三九石不足

一 月二一日―二二・五石着

人宝寺古株

津出ししたが、本米七七・六七二四石、欠米一・五五三石、計七九・ 二二五四石の追加割付を二条詰米分から振替えている。 本米二○三・三九六石、欠米四・○六八石、計二○七・四六四石を

一二月 九日—五八・五石着 津出しの経過は次のとおり。

一二月一五日―七六・五石着

一二月二一日—七五石着(内、 二・五石は鞍作村へ振替

一二月二四日—四〇石着

三九・一八九石不足

一 月二一日—三九石着

植松村

出ししたが、本米七六・○五石、欠米一・五二一石、計七七・五七一 石の追加割付を二条詰米分から振替えている。 本米二〇二・八八二石、欠米四・〇五八石、計二〇六・九四石を津

津出しの経過は次のとおり。

一二月 二日—一一〇石着

一二月 三日—一一石着

一二月一一日—八五・五石着

一二月一九日―七四・五石着

三・五一一石不足、内三・五石は樋屋より入る。

〇・〇一一石不足。

2. 久宝寺新株

石の追加割付を二条詰米分から振替えている。 ししたが、本米二三・三○八石、欠米○・四四六石、 本米六二・九二六石、欠米一・二五九石、計六四・一八五石を津出 計二二・七五四

本子堂村

ししたが、本米二四・三三六石、欠米〇・四八七石、 石の追加割付を二条詰米分から振替えている。 本米六六・七〇八石、欠米一・三三四石、計六八・〇四二石を津出 計二四・八二三

津出しの経過は次のとおり。

一二月 三日—三七石着

一二月 五日—三二石着

一四・八六五石不足、内二五・一石

一条振替分の浜着日は記載無し。

ししたが、本米二五・三五四石、欠米○・五○七石、 本米六八・六六六石、欠米一・三七三石、計七〇・〇三九石を津出 計二五・八五七

石の追加割付を二条詰米分から振替えている。

津出しの経過は次のとおり。

一二月 五日—七〇石着

一二月二四日—四七石着(二条米

二一・一〇四石過米

鞍作新家村

本米六二・三九六石、欠米一・二四八石、計六三・六四四石を津出

ししたが、本米二一・二九四石、欠米○・四二七石、計二一・七二一

石の追加割付を二条詰米分から振替えている

津出しの経過は次のとおり。

一二月 五日―二二・五石着

一二月 九日—四一石着

二一・八六四石不足

内、二二石を備前島より差し出し

有
 有
 数
 作
 村

したが、本米一〇・一四石、欠米〇・二〇三石、 本米二九・〇〇五石、欠米〇・五八石、計二九・五八五石を津出し

計一〇・三四三石の

追加割付を二条詰米分から振替えている。

津出しの経過は次のとおり。

一二月 五日—二九・五石着

一二月一六日—二九石着 (二条米)

一八・五七二石過米

8. 鞍作村

本米一一四・四八七石、欠米二・二九石、計一一六・七七七石を津

出ししたが、本米四一・五四七石、欠米○・八三一石、 五石の追加割付を二条詰米分から振替えている。 計四二・四〇

津出しの経過は次のとおり。

一二月 五日——一七石着

一二月一一日——一四·五石納

一二月二二日―二・五石納(久宝寺村籾八分納

一二月二四日―三五・五石着 (二条米

六・六八二石不足

内、六・五石備前島より差し出し

差引〇・〇九八石超過

月

五日―〇・二八石着

9. 竹渕元組

本米三四・三四一石、欠米〇・六八七石、計三五・〇二八石を津出

ししたが、本米一二・一六八石、欠米○・二四三石、計一二・四一一

石の追加割付を二条詰米分から振替えている。

津出しの経過は次のとおり。

一二月 九日——八石着

一二・四三九石不足

内、一二・五石備前島より差し出し

10. 竹渕新組

本米二五・三二五石、欠米〇・五〇七石、計二五・八三二石を津出

ししたが、本米九・一二六石、欠米○・一八三石、計九・三○九石の

追加割付を二条詰米分から振替えている。

津出しの経過は次のとおり。

一二月一二日—二五・五石着

九・六四石不足

内、九・五石備前島より差し出し

11. 渋川村

本米七七・〇一二石、欠米一・五四石、計七八・五五二石を津出し

したが、本米二七・三七八石、欠米〇・五四七石、計二七・九二五石

の追加割付を二条詰米分から振替えている。

一二月 九日—四二石着

津出しの経過は次のとおり。

一二月一一日―三六・五石着

二七・九七八石不足

一 月二一日—内、二七石着

12. 六反村

本米二〇・八五二石、欠米〇・四一七石、計二一・二六九石を津出

ししたが、本米七・○九八石、欠米○・一四二石、計七・二四石の追

加割付を二条詰米分から振替えている。

津出しの経過は次のとおり。

七・○○九石不足

一二月 五日―二一・五石着

内、七石備前島より差し出し

13. 東足代村

本米五一・九三石、欠米一・〇三九石、計五二・九六九石を津出し

一二月 二早

-四二石着

したが、本米一八・二五二石、欠米〇・三六五石、 計一八・六一七石

の追加割付を二条詰米分から振替えている。

一二月一五日—五三·五石着(二条米

津出しの経過は次のとおり。

14 荒川村

したが、本米二〇・二八石、欠米〇・四〇六石、計二〇・六八六石の 本米五六・一二七石、欠米一・一二三石、計五七・二五石を津出し

津出しの経過は次のとおり。

追加割付を二条詰米分から振替えている

一二月一六日——六石着

一二月一六日—二二石着(二条米)

15 長堂分

ししたが、本米六・○八四石、欠米○・一二二石、計六・二○六石の 本米一九・六八九石、欠米〇・三九四石、 計二〇・〇八三石を津出

津出しの経過は次のとおり

追加割付を二条詰米分から振替えている。

一二月一六日―一八・五石着 (二条米

—二〇石着

16. 三ノ瀬分

したが、本米七・○九八石、欠米○・一四二石、 本米二〇・九九七石、欠米〇・四二石、計二一・四一七石を津出し 計七・二四石の追加

津出しの経過は次のとおり。

割付を二条詰米分から振替えている。

一二月一三日—二一・五石着

17. 横沼分

の追加割付を二条詰米分から振替えている。 ししたが、本米一四・一九六石、欠米○・二八四石、 本米四○・二八二石、欠米○・八○六石、計四一・○八八石を津出 計一 四・四八石

津出しの経過は記載無し。

18. 太平寺村

加割付を二条詰米分から振替えている。 ししたが、本米五・○七石、欠米○・一○一石、 本米一五・三五二石、欠米〇・三〇二石、計一五・六五四石を津出 計五・一七一石の追

津出しの経過は次のとおり。

一二月一一日——二六石着

19 北蛇草村

本米一〇・五三七石、欠米〇・二一一石、計一〇・七四八石を津出

追加割付を二条詰米分から振替えている。ししたが、本米三・○四二石、欠米○・○六一石、計三・一○三石の

津出しの経過は次のとおり。

一二月一一日―一〇・五石着

20. 衣摺村

の追加割付を二条詰米分から振替えている。ししたが、本米二五・三五石、欠米○・五○七石、計二五・八五七石本米六八・三七六石、欠米一・三六八石、計六九・七四四石を津出

一二月一一日—六〇石着

津出しの経過は次のとおり。

一二月二四日—一〇石着

21. 大蓮村

七石の追加割付を二条詰米分から振替えている。出ししたが、本米五三・七四二石、欠米一・○七五石、計五四・八一出ししたが、本米五三・七四二石、欠米二・九三九石、計一四九・八八石を津

津出しの経過は次のとおり。

一二月 九日—五〇石着

一二月一九日—六五石着

一二月二三日―二一・五石着

戸御廻米濱着水揚覚帳」に、太子堂村三郎兵衛が上乗として関係したの同年の永井飛騨守御預り所廻米高を記したものと考えられる。郡の廻米高や摂州の廻米高もまとめられているので、これらは摂河州以上が各村の津出し状況の詳細である。これらの資料には河州内他

一八百八拾弐石九斗九升九合九勺

次の一艘分の記録が載るのみである。

紀州比井直三郎

船頭 久左衛門

八番船

河州渋川郡太子堂村

上乗 三郎兵衛

同州丹南郡伊賀村

近兵衛

米百石につき次のような費用を計上してある。 と思われる覚書には、「江戸御廻米下福嶋村ニて積替入用」として、廻船への積み替え場所は、下福嶋村で、文化二年(一八〇五)作成

一銀拾匁 水揚蔵入

同五匁 蔵敷

一同五匁 水揚之節米差人足并水揚舟積之節升廻人足

かった。今後の課題としたい。

や不正事件などに関しては、資料の有無も含めて十分な調査ができな な影響を与えた。今回は時間がなく、これに関連する廻米仕法の変遷 件は、周辺の代官領、預り所の取締が強化されるきっかけとして大き 廻送中に沖船頭正九郎による廻米掠め取り事件が起きている。この事 の安政四年(一八五七)の永井飛騨守御預り所の江戸廻米では、江戸 える。

家文書にみる一事例―」の最後にも紹介したことがあるが、四四年後 また、拙稿「河内国貢租米の江戸廻米について―若江郡御厨村加藤

同六匁 蔵出舟積

同拾弐匁 積出し

同七匁

様俵箱袋代

同五匁 臨時入用

〆六拾目

二条蔵詰分を振替るという便宜的な措置が取られていたという事例を 米よりも、 見てきた。数少ない事例ではあろうが、備荒貯穀を趣旨とした二条詰 振替え、あるいは津出しを終えた村方にあっては、急遽備前島借蔵の ないが、それによる廻米高の不足を補うのに、二条詰米用の年貢米を 書に残る三冊の資料を中心にして、同年の追加割付の経緯は定かでは 以上、文化十年の河内国渋川郡の江戸廻米津出しの状況を角田家文 幕臣の扶持米となる江戸廻米を重要視する幕府の視点が窺

今回の調査で度々閲覧の便宜をお図り下さった八尾市立歴

史民俗資料館の小谷利明氏に対して、記して感謝を申し上げたい。

- (1) 拙稿 にみる一事例―」(『大阪商業大学商業史博物館紀要』第二号、二〇〇 「河内国貢租米の江戸廻米について―若江郡御厨村加藤家文書
- (2) 摂河史料調査会『河内国渋川郡太子堂村角田家文書目録』、二〇〇五
- (3) 明和八年「〔太子堂村明細帳〕」(河内国渋川郡太子堂村角田家文書)
- (4) 『角川日本地名辞典 二七 大阪府』(角川書店、一九八三年)、『日 本歴史地名体系 第二八巻 大阪府の地名Ⅱ』(平凡社、一九八六年)
- (5) 代官所の陣屋名については、西沢淳男『江戸幕府代官履歴辞典』(岩 田書院、二〇〇一年)を参考にした。
- (6) 例えば、寛政四年「乍恐口上(去亥御廻米納諸入用二重に相成候趣 名前が記されている。 意御糺しにつき)」には「河内国村々惣代納名主藤兵衛」、文化二年 「覚(上乗給金拝借につき)」には「渋川郡太子堂村納庄屋藤兵衛」の
- (7) 文化十年一二月二三日付「添廻文(二条御米の内より江戸御廻米へ 振替につき)」(角田家文書)
- (8)〔江戸廻米下福島村にて積替覚〕(角田家文書)